

## 部活動運営基本方針

部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自己肯定感や自己有用感の育成に寄与するものとして大きな役割を担ってきました。しかし、部活動運営には、指導経験のない教職員が指導する際の困り感、土日や休日を含めた日々の部活動指導及び大会引率等、教職員に多くの負担がかかる現状があります。このような中、本校では部活動運営基本方針を策定し、教職員等の献身的な協力と理解を得て、清瀬市「部活動の活動指針」に則り、清瀬市教育委員会との連携を図りつつ持続可能な状況下において部活動を運営してまいります。

### 1 意義

中学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある生徒の自主的・自発的参加により行われる活動であり、体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感、責任感、連帯感などを高めたりするなど、その教育的効果が高いことが指摘されています。

### 2 運営

#### (1) 部活動の成立

- 校長があらゆる観点から持続可能と判断した場合に部活動が設置され、その上で、次の①～⑥が認められた場合に成立します。なお、部活動の成立は毎年度見直しを行います。
- ① 部活動担当を引き受ける教職員等（人材）がいる。
- ② 生徒本人が自主的・自発的な参加及び活動を希望している。
- ③ 保護者（家庭）の理解と同意及び支援・援助がある。
- ④ 部活動担当者が部活動のルール等を示す。特に、活動目的、内容、必要費用、担当と家庭の役割、自転車使用時のルール順守の奨励等安全・安心に関する事項を明確に伝える。
- ⑤ 生徒・保護者が部活動担当者の意向及び部活動のルール等の順守を確約する。
- ⑥ 部活動担当者が生徒の入部を承認する。

#### (2) 部活動担当

- 全教員が部活動担当となることを原則としています。

#### (3) 指導体制

- 部活動担当教員や部活動指導員等（\*1）が対応することを原則とし、担当ではない教員が対応する場合があります。
  - 担当者の役割と責任は、生徒が自主的・自発的に活動する上で必要となる場の安心安全な環境整備、可能な範囲での支援・助言及び練習や試合のマネジメントや引率を行うことが主となるものであり、技術指導や生徒・生活指導が必須となるものではありません。
- \*1：教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、学校教育法施行規則第78条の2の規定に基づき設置され、部活動の担当として部活動に係る業務全般を行うことができる人材のこと。

#### (4) 活動

- スポーツ庁及び東京都のガイドライン、清瀬市の活動指針を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な取組を行います。
- 生徒の自主的・自発的な参加により、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しむことのできる資質・能力を養い、バランスのとれた心身の成長を目指す活動を行います。